

## 届出対象行為

行為		届出の対象となる基準
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13mを超えるもの又は 床面積の合計が30㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が100㎡を超えるもの
工作物	(3) プラント類、自動車車庫(建築物とならない 機械式駐車設備等)、貯蔵施設類、 処理施設類※1	高さ10mを超えるもの又は 築造面積100㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等※2	高さ15mを超えるもの 太陽光発電設備等についてはパネルの面 積の合計が100㎡を超えるもの 又は発電容量が10kWを超えるもの※3
	(5) その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は 築造面積1000㎡を超えるもの又は 太陽光発電設備等についてはパネルの面 積の合計が100㎡を超えるもの又は 発電容量が10kWを超えるもの※3
(6) 土地の形質の変更※4 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)		面積1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ 幅20mを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採		面積1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ2mを超えるものかつ 幅20mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積		面積300㎡を超えるもの又は 堆積の高さ3mを超えるもの
(9) (1)から(5)までの建築物又は工作物の外観 に表示される特定外観意匠※5		面積10㎡を超えるもの

行為	届出の対象となる基準
木竹の伐採※6	伐採する面積が500㎡を超えるもの

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設、同条第18号に規定する「電気工作物」又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 一定の土地にまとめて自立して設置されるもの及び建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

※4 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※5 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)

※6 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く